

総務課 ☎89-3330

◆行政相談のお知らせ

行政相談とは：

総務大臣から委嘱された行政相談委員が、国をはじめとする行政に関する苦情や要望などをお聞きし、行政に反映させるものです。

町では、次の4名の行政相談委員の方が日々相談をお受けしています。

藤井世威子(油木) 樋村 良幸(福永) 金森 伸行(有木) 重松 文宏(小島)

また、平成21年度も引き続き、第1水曜日(5月は休日と重なるため、第2水曜日)に行政相談所を開設し、2名の行政相談委員が相談に応じます。お気軽にご相談ください。

平成21年度の行政相談所開設日は次のとおりです。

相談日	会場
4月 1日	油木コミュニティセンター
5月13日	役場 豊松支所
6月 3日	三和公民館
7月 1日	役場 神石支所
8月 5日	油木コミュニティセンター
9月 2日	役場 豊松支所
10月 7日	三和公民館
11月 4日	役場 神石支所
12月 2日	油木コミュニティセンター
1月 6日	役場 豊松支所
2月 3日	三和公民館
3月 3日	役場 神石支所

※時間はいずれの会場も午前9時30分～11時30分です。

教育課 ☎89-3341

◆教員免許更新制がはじまります

平成21年4月から教員免許更新制が実施されます。

教員免許更新制は、教員として必要な資質能力が保持されるよう定期的に最新の知識技能を身につけることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることをめざすものです。

平成21年3月31日までに教員免許状を取得した現職教員の方は、各自の生年月日に応じて定められている修了確認期限までに、30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、勤務する学校が所在する都道府県教育委員会に申請して更新することが必要となります。

また、教員免許状をお持ちで現職教員でない方は、期限までに更新をしなくても免許状が失効することはありませんが、今後教員(臨時・非常勤含む)として勤務することを希望される方で期限が過ぎていた場合には、勤務前に講習を受講・修了し更新申請を行う必要があります。受講申し込みには、市町教育委員会等の証明書が必要ですのでご相談ください。

修了確認期限や申請手続等の詳細は文部科学省ホームページ(http://www.next.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm)または教育委員会へお問い合わせください。

福祉課 ☎89-3335

◆70歳から74歳の方の医療機関での窓口負担について

平成20年4月から平成21年3月末までの1年間は医療機関での窓口負担が2割から1割に据え置かれていましたが、平成21年4月から平成22年3月末までも引き続き1割に据え置かれることになりました。

一部負担金の割合などの記載内容が変わりますので、新しい高齢受給者証を3月末までにお送りします。

(既に3割負担を頂いている方、後期高齢者医療制度の対象となる一定以上障害認定を受けた方は除きます)

企画課 ☎89-3332

◆子育て・定住支援制度をご利用ください。

町では、人づくり事業の一環として、町の将来を担う子どもたちの成長を願い、子育て・定住支援事業を行っています。この事業は、子育て世代が安心して子どもを産み、育てることに喜びが持てるよう支援するものです。

資格要件・奨励内容などは、下表のとおりです。

●申請・お問い合わせ先 企画課または各支所町民課

奨励区分	資格要件	奨励内容
子育て有難う報奨金	満1歳に達する者と同居する保護者	「やまなみ商品券5万円」
子育てご苦労さん報奨金	小学校1年生として入学した児童と同居する保護者	「やまなみ商品券3万円」
新婚祝い金	神石高原町に婚姻の届けをし、現に同居している夫婦	夫婦1組につき「やまなみ商品券5万円」

※定住とは、神石高原町に6カ月以上定住し、住民基本台帳に記載され、現に神石高原町内に居住している方

産業課 ☎89-3337

◆獣害対策 サル・イノシシの被害を減らすために

農水省の調べによると、野生鳥獣による農作物被害金額は、年間約200億円にも上ります。

被害を軽減するためには、被害を受けにくい農地環境にすることが重要です。

鳥獣を引き寄せさせる原因となる、野菜のクズや収穫していない柿などの餌になるものを放置しないことや隠れ場所となる耕作放棄地をなくすなど、農地周辺の環境を整備することが、長期的に見れば一番重要な鳥獣害対策です。しかし、現実には被害が発生している現場では、個々の農地でトタンや電気柵などの侵入防止対策を講じることが、現状では最も確実な被害対策です。町の補助事業も行っていますので、内容については産業課または各支所産業建設課へお問い合わせください。

◆肥料・農薬の販売届出について

肥料及び農薬の販売をするには町への届け出が必要です。

平成20年4月までは広島県への届け出でしたが、権限移譲により、現在は町に「販売届」を提出することとなっています。また、販売所の増設やすでに届け出ている以外の場所での販売をする場合には「変更届」を、廃業される場合には「廃止届」の提出が必要です。詳しくは、町ホームページまたは産業課へお問い合わせください。

環境衛生課 ☎89-3336

◆集落排水使用料再算定のお知らせ

農業集落排水処理施設平成21年度使用料を、4月1日現在の住民基本台帳記載人数を基準に再算定します。(神石高原町農業集落排水処理施設条例第16条)

減免を希望される方は、環境衛生課または各支所町民課で申請の手続きを行ってください。

平成20年度に減免を受けている方も再度手続きが必要です。

1. 生活保護法による扶助を受けている世帯 使用料減免の対象は、次のとおりです。

◆国民年金保険料と納付方法のお知らせ

◆平成21年度(4月～3月)の国民年金定額保険料は、月額14,660円・付加保険料は、月額400円です。

※付加保険料は、第1号・任意加入被保険者の希望により、定額の保険料に上乗せして納めると、老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

◆国民年金保険料の1年前納・6カ月前納・月々の早納納付は、口座振替がおすすめです。

※すでに口座振替で前納されている方で引き続き第1号被保険者である方は、手続きは必要ありません。

◆クレジットカード納付について

クレジットカード納付は被保険者ご自身から事前にお申し込みいただき、以後、継続的にクレジットカード会社が立替納付を行うことも

のです。(クレジットカードを提示して、直接納付する方法ではありません。)

なお、クレジットカード納付では口座振替による毎月振替早割は適用されません。また、1年前納・6カ月前納の割引額は現金納付の割引額となります。

クレジットカード納付をご希望の場合は、社会保険事務所へお申し込みください。

●備後府中社会保険事務所 ☎(0847)41-7421



定額給付金及び子育て応援特別手当の申請受付に向け準備を進めています！ 具体的な給付方法などが決まり次第、お知らせします。 担当窓口【定額給付金：総務課及び各支所町民課】【子育て応援特別手当：福祉課及び各支所町民課】

平成21年3月31日で療養介護事業が終了します。【重度心身障害者医療費受給者証】【乳幼児医療費受給者証】【ひとり親家庭等医療費受給者証】をお持ちの方で、1カ月に継続して15日以上入院された方は、平成21年4月14日までに療養介護金の申請をしてください。 福祉課 ☎89-3335